

**この書類は、診断書の作成を依頼する医師の方にお渡しください。**

**診断書（成年後見制度用）の  
作成を依頼された医師の方へ**

**山口家庭裁判所**

日頃から、家庭裁判所の業務に対し、ひとかたならぬご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、成年後見制度では、本人の判断能力の程度に応じて、成年後見、保佐及び補助の3類型が設けられているところ、いずれの類型でも、本人の判断能力を補うための援助者（成年後見人等）が選ばれ、判断能力の残存の程度に応じて、本人の財産を維持管理したり、身上監護の支援を行うなど、本人の保護に努めることとなります。

この中で、成年後見及び保佐を開始する審理を進めるためには、本人の判断能力の状況について、医師による鑑定が必要となる場合があります。成年後見及び保佐が開始されますと、本人の保護が図られる反面、その法律行為や資格が制限されることになり、とりわけ慎重な判断が求められるからです。

そこで、本人の親族等の依頼に応じて「診断書（成年後見制度用）」を作成される際に、鑑定の可否の参考にさせていただくため、また、家庭裁判所から鑑定の依頼がなされた場合に鑑定をお引き受けいただけるかなどの参考にさせていただくため、「鑑定に関する連絡票」に併せてご記入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主治医の方は、本人の症状の経過について最もよく把握されておられますので、精神科のご専門でなくても、鑑定の依頼をさせていただくことがあります。また、成年後見制度の利用に強く反対している親族がいるような場合には、主治医以外の医師に鑑定を依頼することもあります。その際には、診療記録の提供等をお願いすることがありますので、ご協力をお願い申し上げます。

診断書（成年後見制度用）作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

ご多忙とは存じますが、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※ 鑑定をお願いする場合には、後日依頼書を送らせていただきます。

※ 鑑定書の作成については、手引をご用意しております。また、最高裁判所のホームページでも御覧いただくことができます。

※ ご不明な点については、家庭裁判所までお尋ねください。

1 氏名	男・女
	年 月 日生 ( 歳)
住所	
2 医学的診断	
診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)	
所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
各種検査	
長谷川式認知症スケール	<input type="checkbox"/> 点 ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
MMSE	<input type="checkbox"/> 点 ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
脳画像検査	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 未実施
	脳の萎縮または損傷等の有無
	<input type="checkbox"/> あり
	所見 (部位・程度等):
	<input type="checkbox"/> なし
知能検査	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施)
	検査結果:
その他	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施)
	検査結果:
短期間内に回復する可能性	
<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い <input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない	
(特記事項)	
3 判断能力についての意見	
<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。	



判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

[ ]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

[ ]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

[ ]

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶(財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など)について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

・過去の記憶(親族の名前や、自分の生年月日など)について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

[ ]

(5) その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

[ ]

参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

[ ]

※ 「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかった

(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

[ ]

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します(事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

## 鑑定に関する連絡票

本人の成年後見人等を選任するに際しては、本人の判断能力を詳細に確認するため鑑定を実施する場合があります。この鑑定は、刑事事件における精神鑑定とは異なり、A4用紙で数枚程度の簡略な定型書式が準備されており、内科医等の精神科医以外の先生にもお引き受けいただいております。

つきましては、鑑定が必要となった場合に、先生が鑑定をお引き受けいただけるか否かについて、ご回答ください。なお、鑑定は必ず実施されるものではなく、必要と判断された場合にはあらためてご連絡を差し上げることになります。

鑑定受諾の可否について次のとおり回答します。(□にチェックしてください。)

鑑定を引き受けることができる。

鑑定費用 (検査料等の一切を含む)	<input type="checkbox"/> 3万円 <input type="checkbox"/> 5万円 <input type="checkbox"/> 10万円 <input type="checkbox"/> (            円)
鑑定の見込期間	<input type="checkbox"/> 2週間以内 <input type="checkbox"/> 1か月以内 <input type="checkbox"/> (            )
鑑定書作成の手引の送付	<input type="checkbox"/> 送付の必要はない <input type="checkbox"/> 送付を求める(送付先は次のとおり) <input type="checkbox"/> 診断書記載の病院等の所在地 <input type="checkbox"/> (            )

鑑定を引き受けることができない。

※代わりに他の医師を紹介することができる場合は、下記にご記入願います。

紹介いただける先生の氏名	
所属病院名	(電話)
担当診療科名	<input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 脳神経外科 <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> その他 (            )

その他

--

※ 鑑定について質問等がございましたら、最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。

電話受付は平日の午前8時30分～午後5時となっています。なお、お問合せの際には「成年後見の鑑定の件」とお伝えください。